医療機関等にかかるとき

窓口負担の割合（医療費の自己負担）

- 窓口負担割合は、8月から翌年7月までを年度（区切り）とし、毎年8月にその年度の課税所得［注1］（前年1月から12月までの収入に係る所得）等によって判定されます。
- 1人でも高い負担割合の被保険者がいる世帯は、世帯の被保険者全員が高い負担割合に統一されます。
- 1人でも高い負担割合の被保険者が加入した世帯は、世帯の被保険者全員が高い負担割合に統一されます。
- 被保険者や世帯員の異動（転入、転出、死亡など）により変更になる場合があります。

窓口負担の判定方法

※住民税非課税世帯の方は、以下の判定によらず1割負担となります。

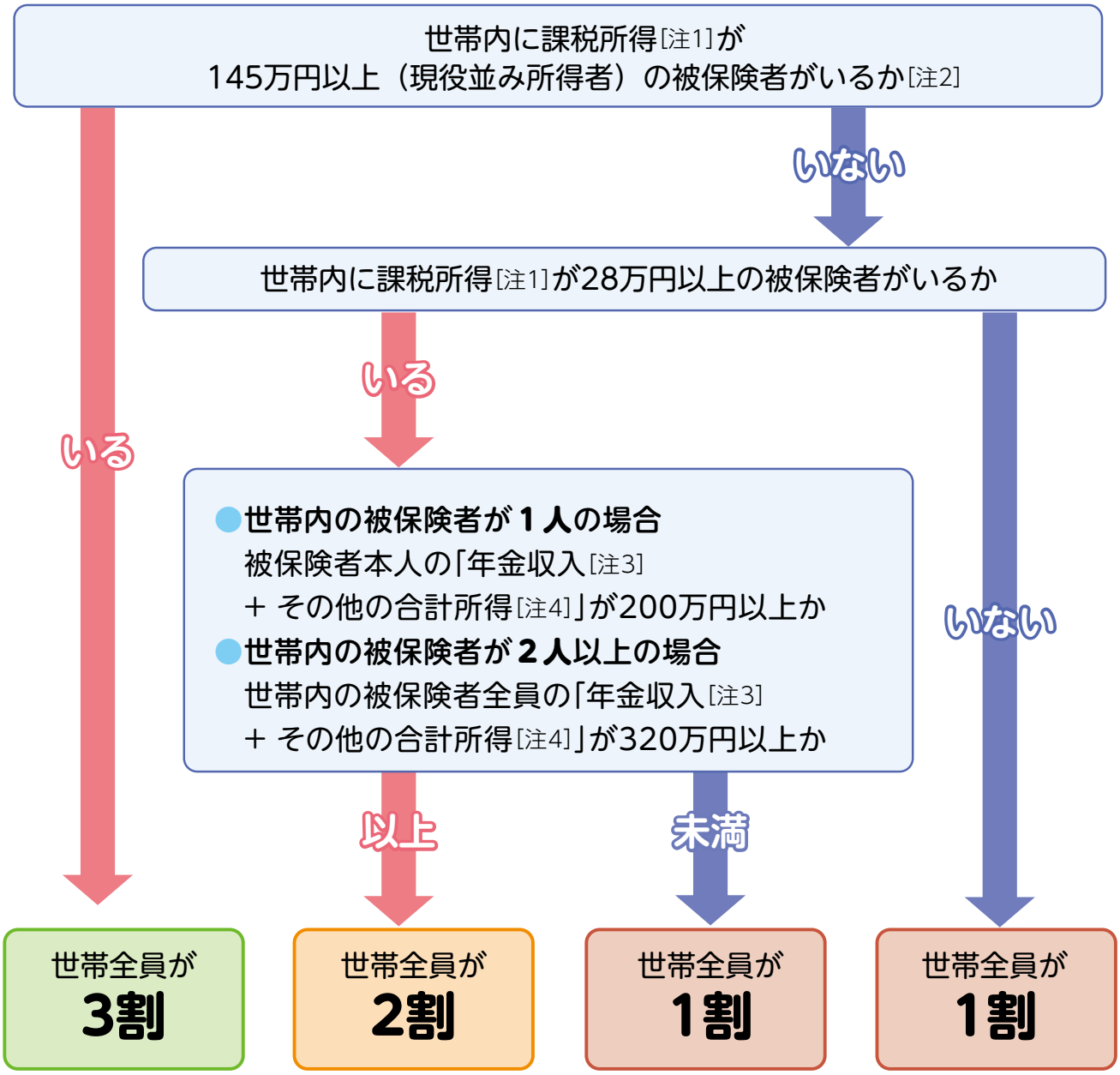

[注1]「課税所得」とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出される額で、住民税（市町村民税）の通知に記載されています（確定申告書では確認できません。）。「課税標準額」や「課税される所得金額」と記載される場合もあります。

[注2]前年の12月31日（1月から7月までは前々年）現在で、同じ世帯に19歳未満の控除対象者がいる世帯主である被保険者は、課税所得からさらに調整額（控除対象者が16歳未満の場合は33万円、16歳以上19歳未満の場合は12万円）が控除されます。

なお、課税所得145万円以上であっても、以下の条件のいずれかに該当する場合は現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同一世帯の被保険者で、保険料の「賦課のもととなる所得」（10ページ参照）の合計額が210万円以下の場合

②所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合

・世帯内の被保険者が1人の場合　→　383万円未満（383万円以上で世帯内に70歳から74歳までの方がいる場合は、その方との収入合計が520万円未満）

・世帯内の被保険者が2人以上の場合　→　収入合計額が520万円未満

[注3]「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

[注4]「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

不審な電話・還付金詐欺にご注意ください！

医療費の還付金を装ってATM（現金自動預け払い機）等を利用してお金を振り込ませようとするなどの不審な電話が全国各地で多発しております。

広域連合や市区町村などの公的機関の職員が次のようなことをすることは **絶対にありません。**

- ✕ **申請書を郵送せず、電話や訪問で口座情報をお尋ねすること。**
- ✕ **ATMの操作をお願いすること。**
- ✕ **自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること。**
- ✕ **受給に当たり、手数料の振り込みを求めること。**
- ✕ **メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。**

少しでも不審に思ったら、指示に従わず、ご家族または警察などに相談するか、広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口までお問い合わせください。